

**令和2年度**

**第21期第2回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和3年1月27日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和3年1月27日(水) 午前10時00分から11時51分

場所 合同ビル2階 G201会議室

議事

- 1 議案1 改正漁業法に係る漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の制定について
- 2 議案2 三重県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する規程の一部改正について
- 3 議案3 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針の一部改正について
- 4 協議事項1 第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量の事前協議について
- 5 その他  
(1) 次回の委員会日程について

出席委員	浅尾和司	大瀬公司	垣外昇	中本恵二
	笠見和彦	井上亜貴	加治佐隆光	三輪理
	河村功一	金岩稔		

欠席委員 なし

事務局	事務局長	林茂幸
	主幹	内芝俊幸
	主査	藤原由紀

行政 (三重県農林水産部水産資源管理課)  
(漁業調整班)

係長	水谷敦
主査	明田勝章

傍聴者 なし

計15名

○浅尾会長

それでは、ただ今から第 21 期第 2 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は委員総数 10 名中、全員が出席していますので、委員会は成立しています。委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として垣外委員、笠見委員にお願いします。

それでは議案 1 「改正漁業法に係る漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますように、このことについて、令和 3 年 1 月 18 日付け農林水第 24-4331 号で三重県知事から協議を受けています。

令和 2 年 11 月 27 日付け三重県規則第 67 号三重県漁業調整規則の第 11 条第 2 項、第 12 条第 3 項及び第 5 項、並びに第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（水谷係長）

県では許認可事務を行うにあたり、必要な事項を取扱方針等で定めており、今回その方針を制定するにあたり、当委員会の委員の皆さまにご意見を伺うものです。

資料 1-1 ページが協議文書になります。1-2 ページの制定の理由で、漁業法改正に伴い三重県漁業調整規則が改正されたため、それに対応した取扱方針を定めるものです。本許可の有効期間が 3 月 31 日までとなっており、制定に合わせ新規許可の内容を定める予定です。

法改正による漁業許可の大きな変更点を説明します。

改正前の漁業法では、第 65 条において、「規則で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。」と規定されており、調整規則により漁業許可を行っていましたが、新法では、法第 57 条において「規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」となりました。これにより、知事許可漁業について大臣許可漁業に準じた手続等の規定の見直し等の改正を行いました。いままでは許可の内容として規定されていた、漁業種類、許可等をすべき数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格について、新たに設けられた制限措置として規定されました。

また、この制限措置等許可の内容は、漁業許可の透明化の観点から公示しなければならなくなりました。県では HP に掲示し周知することとしています。最後に罰則が強化されました。漁業法により許可することとなったことで法による罰則に移行し、処分が厳しくな

った違反もあります。例えば無許可操業は今までも法による違反でしたが、200万円以下の罰金から300万円以下の罰金になりました。新たに規定された制限措置違反は、今までは規則により10万円以下の罰金から300万円以下になりました。許可の条件の違反は、規則により10万円以下の罰金から法により30万円以下となりました。

今回の諮問にかかる、木曾三川しじみ貝けた網漁業について説明します。現在、内水面での漁業許可はこの木曾三川のシジミ漁業のみとなっており、最初に当該漁業の概要について説明します。「参考」と書かれている一枚両面の資料をご覧ください。表面は木曾三川しじみ漁業に使われる漁具の規模構造図及び漁法図です。漁船の船尾に柄の付いた「じょれん」と呼ばれる網かごを固定した状態で漁船を走らせ、引き回して川底のシジミを漁獲する漁法です。貝けた網漁業は漁業法で、小型機船底びき網漁業に該当し、小型機船底びき網漁業を営もうとする者は県知事の許可を受けなければならないこととなっています。この漁法は、木曾三川の中流から下流域で盛んに行われています。木曾三川しじみ貝けた網漁業の許可受有者の中には、沿海漁協に属されている方も多く、別途海面で行う小型機船底びき網漁業の許可も同時に受けておられる方が多くいるのが実情です。裏面をご覧ください。木曾三川付近の海面の漁業権を示した図です。1や2という数字が書いてありますが、これが海面の共同漁業権の番号です。今回の木曾三川しじみ貝けた網の許可は、海の共同漁業権より上流の斜線部が許可区域です。委員会へご意見を伺う内容は、1-3ページの諮問事項1から4になります。

諮問事項1は、許可又は起業の認可についての適格性を定めるにあたり、許可を受けようとする船舶等の基準を定める必要があり、その理由及び内容について諮問を行います。諮問事項2は、知事は、新規の許可又は起業の認可を行う場合は、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定める必要があり、その理由及び内容について諮問を行います。諮問事項3は、今回の木曾三川しじみ貝けた網は許可をすべき船舶の隻数、いわゆる「定数」を定めます。定めた場合は定数を超えた場合の許可の基準を定め、これに従って順位付けを行いますので、その理由及び内容について諮問を行います。諮問事項4は、当該許可は調整規則で3年と定められた許可の有効期間を短く設定する必要があり、その理由及び内容について諮問を行います。

なお、ご意見を伺う前に最初にお伝えしておくことがあります。今回の漁業法、調整規則改正に伴う取扱方針の改正は、内水面だけではなく海面も含めすべての漁業許可の取扱方針を定めなおす必要がありました。これまでは個々の漁業ごとに取扱方針を定めて運用していました。しかしながら、漁業の種類、漁業時期、操業区域等、個々の漁業特有の規定以外は重複している内容が多く、今回の制定で取扱方針を一本化し、そこに個々の漁業の取扱いを別紙として定める方式に変更しました。本日配布の漁場連絡図の次のページから新旧取扱方針対照表です。左が旧取扱方針で上から中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型機船底びき網漁業の貝けた網漁業の抹消海域など28件の取扱方針を定めていました。右が新取扱方針で1番上に漁業の許可又は起業の認可に関する新取扱方針として1本化して、その下に漁業ごとの取扱いを別紙として定めています。この新方針のなかに小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網））の別紙である取扱いをここにくっつけるかたちで進めています。したがって、1-3ページの諮問事項のうち、諮問事項1の船舶の基準及び諮問事項3の定数を超えた場合の許可の基準については、

すでに海面の漁業許可の取扱いを整理し定める際に取扱方針を定める必要があったため、海区漁業調整員会に諮問を行い設定させていただいています。なお、それぞれの内容については、改正前の取扱方針の内容を引用しており、木曾三川しじみ貝けた網の許可についても基本的な部分は同様となっています。

1-3ページの1. 船舶等の基準について説明します。1-4ページの漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針第1で定める船舶等の基準は、①漁船法による登録を受けていない船舶、②漁船法による登録の取消しの対象となる船舶です。①は漁業に使用するため漁船登録を受けていない船舶は使用できない旨明記したものです。②は漁船登録の取消しの対象となる船舶で、漁船法第19条に規定される3点であり、「改造許可が必要な漁船が無許可で改造されたとき」、「登録後5年に一度受検しなければならぬ検認を受けないとき」、「老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなったと認められるとき」、となっています。これらを満たさない船舶を使用する場合は、基準を満たさないとして許可しないこととしたいと考えています。

次に、1-3ページの3. 許可等をすべき船舶等の数が公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準について説明します。ここでいう、「基準」というのは、県が定めた定数をオーバーした申請がなされた場合に、どういう申請者を優先するか、という順位付けのことです。1-4ページ第2. 許可等の基準です。第1位、漁獲実績がある者で廃止代船が当該漁業の許可等に係る船舶の総トン数又は馬力数を超えるものを除く場合です。底びき網漁業は船舶と漁具が一体となって操業するものです。したがって、船舶も漁具の一部という考え方になります。そのため許可を受けるにあたり今までの船より大型化や高馬力のエンジンをのせた場合、漁獲能力が上がってきますので、その場合については第1位にはならないということです。

第2位、漁獲実績がある者で廃止代船が当該漁業の許可等に係る船舶の総トン数又は馬力数を超えるものです。現在の許可者が代船で規模を大きくして申請する場合です。

第3位、承継。よくあるのが、父と息子が一緒に操業している場合に父から息子が船を使用する権利、又は漁船を譲り受けて許可申請する場合です。つまり、従事者が当該漁業の漁業者として自立を図るため、当該漁業の許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して申請した場合です。

第4位、従事者自立。当該漁業の漁獲実績がある者の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、船を新たに準備して申請を行う場合です。

第5位、当該漁業経験者。過去に小型機船底びき網を営むか、従事した経験がある者が申請した場合です。直近3年間の漁獲実績がない場合もこの順位となります。

第6位、転換。当該漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者が、水産資源の保護培養、漁業調整又は沿岸漁業の経営の改善に資するため、県が作成した計画に基づき、当該漁業へ転換することを申請した場合です。現在、該当する事例はありませんが、今後県の指導により他の漁業から転換する場合を想定した規定です。

第7位、沿岸漁業経験者。他の沿岸漁業の経験者からの申請です。

第8位、沿岸漁業以外の漁業経験者。当該漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、沿岸漁業以外の漁業を営み又はこれに従事したことがある者が申請した場合。

そして、一番優先順位が低い第9位、漁業未経験者。漁業者又は漁業従事者でない者が

申請した場合です。

続きまして、1－3ページの2. 公示する制限措置の内容及び申請すべき期間について、こちらは1－6ページの第3、第4となります。これらを規定する部分は1－8ページの木曾三川しじみ貝けた網に関する取扱いの2と4となります。この制限措置については、調整規則第12条において、「当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。」と規定されており、これらを定める場合は、委員会の意見を聴くこととなっています。申請すべき期間については、調整規則第12条第2項において「申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。」と規定されており2月1日から3月2日としています。制限措置は、今回の法改正により新たに設けられた規定となりますが、基本的には今までの「許可の内容」が公示する内容である制限措置、と許可の条件として分けられた形となります。制限措置は、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格となっており、本許可においては、許可等をすべき船舶等の数と漁業を営む者の資格の部分に漁業者又は漁業従事者として追加した以外は、基本的には今までの取扱方針と同じ内容で変更はありません。

内容を説明させていただきます。まず4の漁業種類の名称は手繰第3種漁業貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網）、操業区域は、漁業を営む者の資格によって2つに分かれており、一つは木曾川のみ操業、もう一つは木曾川、揖斐川、長良川が操業範囲です。漁業時期は1月1日から12月31日まで、推進機関の馬力数は260kw以内、旧馬力では調整60馬力以内の範囲、総トン数は5トン未満としています。許可すべき数、いわゆる定数については、当該漁業において初めて設定し、104隻としました。隻数の設定にあたっては、当該区域において小型機船底びき網漁業を営む漁業者が参加して設立した木曾三川シジミ漁業協議会があり、継続的にしじみが獲れるよう参加者で資源量を勘案して自主的に操業者数を定めており、県もこの協議会の立ち上げの時からオブザーバーとして参加している経緯もあり、基本的にはこの区域を操業区域とする漁業者の意見として、協議会の取り決めに尊重することとします。

1－3ページの4. 許可等の有効期間について、調整規則で3年と定められた許可の有効期間を短く設定する必要があり、委員会の意見を聴くものです。1－7ページの第6許可等の有効期間で、当該漁業の許可の有効期間は別紙に定めると規定しており、1－8ページの1で許可の有効期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日としています。基本的に漁業許可は、調整規則で3年間の期間で定めていますが、この漁業は近隣県である愛知県や岐阜県との調整や、内水面と海面の漁業者間の協定といった調整事項があり、現在も他県との調整を進めているところです。漁業者の了解のもと、1年間の許可でこれまで運用してきました。今後も当面は引き続き1年の許可としたいと考えています。また、1－7ページにおいて起業の認可の有効期間について規定しています。起業の認可は申請期間中に漁船を持っていない者が、漁船を新しく取得したときに許可申請を行えることの約束規定、言い換えると許可の枠を予約する手続きです。これについても、他の漁業と同様に原則として最大10ヶ月を限度としています。この認可は定数漁業の場合、申請すべき期

間は3月2日までと定められおり、その申請期間の中で例えば、漁船を売買する最中や何かが揃わないので許可申請できない場合、この状況が揃いましたら許可をくださいというもので、申請期間外であってもその条件が揃えば検討して許可をさせていただく手続です。

冒頭申し上げたとおり、今回の制定について、取扱方針を海面と内水面で一本としていること、当該許可を運用していくにあたり大きな変更点として定数を設定すること以外は基本旧許可方針どおりとしています。説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○金岩委員

この許可の有効期間1年間というのは、他県の海面も同じなんですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

海面の漁業権のあるところにつきましては、漁業権内で調整が取れていれば、基本3年としています。この木曾三川しじみ貝けた網は操業区域が漁業権の無いところで、かつ、愛知県も1年としています。現在、岐阜県とも調整中です。ただし、岐阜県はもう少し上流部で底びき網をしたいと相談をいただいておりますが、許可化にはまだ至っていません。

愛知県、岐阜県ともう少し内容をつめ調整が調えば、最終的には3年の許可を出せるようになればと考えています。

○金岩委員

起業の認可の有効期間10ヶ月について、もう少し説明してもらえますか。

○水産資源管理課（水谷係長）

定数漁業の場合は、ひと月の申請期間があります。この申請期間を逃してしまうと次の申請期間までは新たな許可ができません。県は期間外に申請があっても受付けることができません。今回の許可は1年許可ですが、3年間許可ができませんと、漁業者の利便性という部分もあります。申請するための状況が揃っていない、例えば船の売買中や網も仕立て準備中であるなど、この状況が揃えばこの内容で許可をくださいと申請できる制度です。県は認可申請の内容を審査し、この条件と同じであれば許可をしますと認可を出させていただきます。その後漁業者が、その状況が揃った状態になった時に起業認可に沿った漁業許可申請をして頂ければ、申請期間外であっても、県は許可をします。

○金岩委員

10ヶ月間ってというのは、どの10ヶ月ですか。いつでもできるのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

申請期間内だけです。

○金岩委員

申請期間に申請した後、その申請が10ヶ月間有効になるのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

県が認可した時点から10ヶ月間です。

○金岩委員

参入する機会が11ヶ月あるってということですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

はい。

○金岩委員

1年間で今やっとする時には、1ヶ月間だけ参入できない時期があるってということですか。許可を得たうえで実際に操業することができない時期ができるということですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

許可が出てから期間満了までが許可期間になりますので、4月1日の時点で船が揃えば丸々1年間操業できますし、逆に10ヶ月間を超えそうな場合、超える理由がやむを得ないということであれば、認可の期間を伸ばすことも可能です。ただ、今回1年という許可になりますので2ヶ月伸ばすのか、次の申請期間まで待っていただくのか、そのあたりは、また相談ということになると思います。

○金岩委員

認可の機会について例えば5年認可であったら、5年にいっぺんしかなかったことを改正するってことが新漁業法の改正点のひとつであったと思うんです。新規参入の人の障壁を減らす、一斉認可をやめましょうというのが漁業法の改正の一つのポイントだったと思うんですけど、それに対応してるわけではないんですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

現在、三重県の漁業許可を今回の改正漁業法に沿った整理をさせていただいておるんですけど、基本的に国の許可の考え方を持ってきます。定数化をなさっていうのが国の指導です。

○金岩委員

一斉募集をやめて新規参入。つまり、今までやっていた人たちの中で空きができた時には新規参入を随時できるようにするというのが、漁業法の改正の1点だったと思うんですけども、それはどのように対応するんですか。水産庁の説明ページにもあるんですけど、農林水産大臣許可の場合ですけど、5年に1度全ての許可を一斉に出す一斉更新となっていたため、新規参入するには次の許可のタイミングを待つ必要がありました。これからは



一斉更新はやめ、すでに許可のあるかたの更新をこれまでと同様に扱うとともに廃業などで新規許可の余裕が生じたときは必要に応じて許可ができるよう見直しました。となっているので、許可申請を1年ごとにひと月としていることはこの改正漁業法に合っていないんじゃないかなと思うんですけど。

○水谷係長

申請期間について、定数に空きができたときで新規参入の話がありましたら、申請期間を別に定めて設けることが可能です。

○金岩委員

それはどこに書いてあるのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

調整規則に明記してあったと思います。基本的には、定数を定めていない漁業については申請があれば県としては常に許可をするかたちになりますし、定数漁業の場合は空きがあれば、新規参入について申請期間を設けるということも可能です。

○金岩委員

今回の場合、定数漁業だから、定数満たしていなければ新規参入の申請ができるということですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

申請期間を設ければ可能です。申請期間を設ける場合については、内水面委員会に諮り申請期間の意見を伺うことになります。

○金岩委員

それは、どこに書かれているのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

調整規則第12条に新規の漁業許可又は起業の認可が規定されており、申請すべき期間を公示しなければならないことが第12条第1項にあります。また、申請すべき期間については、第12条第2項にあります。

○金岩委員

それは許可又は起業認可に関する取扱方針に書かなくてもいいのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

取扱方針に書かなくても調整規則に書いてありますので、それに基づき諮問をさせていただくことになります。

○金岩委員

変更しないと、そういうことをできないということですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

そうです。

○金岩委員

わかりました。あと、この漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針第2の優先順位について、改正漁業法では優先順位をつけないってというのが方針としてあったと思うんですけど。ここで優先順位を付けるっていつている優先順位とは、それとはまた違うんですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

この優先順位については、定数を超えた場合にのみ適用することになりますので、定数内の申請であれば、この審査は行いません。ただ、例えば30人の定数のところに31人の申請があった場合は、誰かを下ろさないといけないことになりますので、その場合についての審査基準としてこれを定めています。

○金岩委員

優先順位の中身について、当然のことで書いてないのかもしれませんが、漁獲実績があったということは、それまでに許可を受けていたということですよ。その時に許可の条件等の違反がなかったとか、そういったことは優先順位を考える上では検討しないんですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

そのあたりは、適格性という部分の審査項目が取扱方針に第1許可等をしない場合の審査基準があります。なお、適格性の部分については、基本的な部分になりますが暴力団関係の者ではないとか許可の違反を繰り返す者ではないなど。なお、許可の違反を繰り返す者の基準は県で別に定めています。基本点数が何点か貯まると許可を取り消すというものです。そのためこの基準に達しない限りは、基本的に許可申請を行う者については適格性を有するとして許可することになります。

○金岩委員

つまり、取消まではいつてないけど、違反している人たちは、優先順位には関係ないってということですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

今のところ、関係ないです。

○金岩委員

そこを決めた方がいいんじゃないですか。違反が少ない者が優先される方がいいんじゃないですか。あと定数について歴史的にはどうなんですか。実際の操業隻数はどれくらいですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

操業水域の資源量が減っており、協議会としてもどんどん定数を減らしている状況です。

○金岩委員

実際に操業している隻数は歴史的にどのくらいであったのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

今、手元に資料がないんですけど、過去に 199 隻の許可が出ていたことがあります。

○金岩委員

それが、最大ですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

最大です。

○金岩委員

1年ごとに隻数は見直しをするのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

はい。

○金岩委員

優先順位には違反のことを取り入れたかたちにした方がいいと思うんですけど。

今の改正ですと取り消しまで違反をしない限りは、何も優先順位には制限が無い。改正漁業法の方針としても資源管理と有効利用を定めているわけですから、せっかく改正漁業法に基づいてこれの見直しをするのであるならば、きちんとやっている人とそうじゃないという人の優先順位のところも見直しても良いんじゃないかと思います。

○水産資源管理課（水谷係長）

金岩委員に伺いたいのですが、例えば、許可をする者の数が超えてしまって、同位順になった場合に違反の多い方を落とした。そういうイメージでよろしいですか。

○金岩委員

そうですね。

○浅尾会長

違反のことですけど、点数の累積とか誰がどのようにやっているのですか。海上保安庁とかですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

県です。漁業取締船等がありますので、まず県が捕まえます。また海上保安庁も捕まえますので、海上保安庁から罰則を受けた場合についても同庁から県に連絡があり、何点という形で管理しています。

○浅尾会長

実際にそのような事例はあるんですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

ないことはないです。

○浅尾会長

許可を受けた漁業者が違反するのですか。

○水産資源管理課（水谷係長）

そうです。

○浅尾会長

違反について、どういった違反を想定するのですか。

○金岩委員

別にこの違反と限る必要はないと思います。もちろん船舶に関するものもそうですし、漁業に関するものもそうです。

○浅尾会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、金岩委員から違反について加味することを条件としてはとの意見がありましたことについて、県に回答することとしてよろしいですか。

また、県で協議していただいて、委員会に報告していただく形でよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨回答する

こととします。

続きまして、議案2「三重県内水面漁場管理委員会の意見の聴取に関する規程の一部改正について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（内芝主幹）

資料2をご覧ください。2-8ページから2-10ページが現行の規程です。平成7年2月に制定され平成12年と平成18年に一部改正しています。この規程は漁業法に基づき行われる漁業権免許をしない、漁業権の免許を取り消す、免許後に条件を付けるといった行政処分において、内水面漁場管理委員会が知事に対し意見を述べるために、行政手続法に準じて意見を聴取する手続きを定めたものです。

令和2年12月1日に改正漁業法が施行され、それに伴い漁業法の施行令も改正されましたので、根拠となる条項の変更や新たに加除された規定について改正するものです。

2-1ページから2-6ページが今回改正をする告示案の新旧対照表です。三重県公報に登載して告示します。左が改正後、右が改正前で、改正しない規定は略とし、全文消すところは削除と書いています。新旧対照表での改正を考えており、アンダーラインの部分が改正する箇所です。今回の改正の概要を2-7ページで説明させていただきます。1つ目、以前からあった「漁業の免許をしない場合」等の漁業法の条項ずれです。2つ目、「漁業権の分割・変更に係る不許可」、「休業中の漁業許可の不許可」処分に係る行政手続法の新規適用です。漁業法第76条第1項、第88条第1項をこの規程に追加しています。3つ目、内水面における第五種共同漁業権の取消し処分、損失の補償に係る意見聴取の新設です。法第169条第2項及び第177条第14項において準用する同条第6項が漁業法に新設されましたので、この部分を規程に反映させています。4つ目、〇〇「の規定による処分に係る意見の聴取」を〇〇「の規定による意見の聴取」とし、関係する漁業法の根拠条項を追加しています。それが、第2条、第13条、第14条です。5つ目、行政手続法の準用について、漁業法施行令の条項ずれです。漁業法施行令の根拠が令第9条第1項に変更されました。6つ目、文書等の閲覧の手続の条文が漁業法から削除されました。そのため規程の第8条を削除し、以降条項ずれと適用ずれ、削除に伴う用語説明の追加分として第10条第3項がございます。7つ目、「弁明書」を「陳述書」に変更します。行政手続法では「陳述書」を使っていますので合わせます。8つ目、開催の公示方法の変更です。第4条第2項の開催の公示について、掲示板に掲示して行う公示を廃止し、公報に登載することのみに変更します。

告示番号は第1号、告示日は令和3年2月12日の予定です。12月1日から改正漁業法が施行されていますので、こちらの規程は公表日から施行の予定です。文面については、文書課と事前協議は済ませてありますが、今後字句の修正等が入る可能性があります。

ご審議をよろしくをお願いします。事務局からは以上です。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○金岩委員

概要説明3つ目の条文は、新たに書かれたんですか。第五種共同漁業権の取消し処分の新設というか。

○事務局（内芝主幹）

改正された漁業法に新たに設けられ、法第169条第2項に該当します。

○金岩委員

それに基づき聴取に関する規程は、どこが変わったんですか。第1条に加えられたということですか。

○事務局（内芝主幹）

はい。

○加治佐委員

2-8ページの第3条で、「委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行うことができない。」とありますが、これはどういう意味ですか。

○事務局（内芝主幹）

意見の聴取、それから公聴会については、あくまで意見を聞くだけの場であり、その中で討論や表決をすることはできないという意味です。

○加治佐委員

分かりました。

○浅尾会長

ほかにご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは、議案2については事務局原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案2については、事務局原案どおり改正することとします。言い回し等の微修正については会長一任でお願いします。

続きまして、議案3「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料3をご覧ください。

3-7ページから3-12ページが現行の第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針です。この取扱方針は当委員会で制定しているものです。1目的、2目標増殖量の算定方法、3種苗放流以外の増殖措置の評価、4目標増殖量の事前協議、5目標増殖量の公示となっています。この取扱方針の内容の詳しい説明は、議案4でさせていただきます。

3-1ページから3-6ページが今回の改正案です。変更点は、根拠となる漁業法が令和2年12月1日から改正され、条項がずれたため改正するものです。1目的の「第127条及び第128条の規定」を「第168条及び第169条の規定」に、5目標増殖量の公示の「第130条」を「第171条」に改正するものです。今回の変更はこの点のみで、方針の内容自体に変更はございません。

本日お配りした3-13ページから3-14ページが関係する漁業法の抜粋です。

事務局からの説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

○浅尾会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは、ご意見がないようですので、議案3については事務局原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案3については、事務局原案どおり改正することとします。

続きまして、協議事項1「第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量の事前協議について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料4をご用意ください。

4-1 ページをご覧ください。

目標増殖量については、漁業法第168条において、内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならないと規定されており、また、同法第171条第3項において「内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する」と規定されていることから、当委員会が毎年その年度の目標増殖量を決定し、各漁業権者に通知するとともに、県公報に公示しています。

本日の委員会で令和3年度の目標増殖量の案についてご検討いただき、その結果を各漁業権者に照会いたします。次回の委員会で、各漁業権者からの意見についてご検討いただき、令和3年度の目標増殖量を最終決定いたします。

本日お配りした4-2ページの差し替えをご覧ください。こちらは当委員会で決定した第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針です。この取扱方針に基づき、目標増殖量の計算をしています。

今回、初めて方針を見る委員もみえますので、最初から順に説明させていただきます。

1 目的で この方針は、漁業法第168条及び第169条の規定、平成24年の水産庁長官の通知、「漁場計画の樹立について」に基づき増殖すべき目標量の算定方法を定めることにより、水産資源の維持増大を促進することを目的としています。2 目標増殖量の算定方法で、目標増殖量は、魚種ごとに定める。その算定方法については、別に定める。あゆとあゆ以外の目的増殖量算定方法として別記1と別記2に詳しく書いてあります。こちらにつきましては、来年度の算定をさせていただいた結果と照らし合わせながら、後ほどご説明をさせていただきたいと思えます。3 種苗放流以外の増殖措置の評価で、免許された者が、目的増殖量が種苗放流量で示されている魚種について、それ以外の手法を用いて増殖措置を行った場合、その措置の増殖効果を評価し、当該年度の増殖実績に加えることとしています。なお、その算定方法は(1)産卵床造成については、人工産卵床の造成面積に値する換算放流量は、水産庁の2010年の「生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書—産卵床造成による資源増殖をめざして—」の数値に基づき、当委員会では次の計算式により求めることとしております。①あゆは、353尾(1㎡あたりの換算放流稚魚数)×7g(放流稚魚1尾あたりの重量)×㎡(造成面積)、②あまごは、下表に基づき1㎡あたりの換算放流稚魚数、例えば平均15cmの雌親魚の全長ですと24尾×2g(放流稚魚1尾あたりの重量)×㎡(造成面積)、③こいは、36尾(1㎡あたりの換算放流稚魚数)×10g(放流稚魚1尾あたりの重量)×㎡(造成面積)、④ふなは、382尾(1㎡あたりの換算放流稚魚数)×5g(放流稚魚1尾あたりの重量)×㎡(造成面積)、⑤おいかわは、390尾(1㎡あたりの換算放流稚魚数)×0.1g(放流稚魚1尾あたりの重量)×㎡(造成面積)。ただし、おいかわについては、平成19年度から目標増殖量を放流量で掲示していないため、当面の間はこの算定方法によらないとしています。

次のページで、(2)汲み上げ放流については「汲み上げ放流を行った場合その放流実数(重量)を増殖実績とする。

ただし、汲み上げ放流は堰堤等によってそ上が妨げられている滞留稚魚を上流に汲み上げ



再放流することにより、当該漁場の資源増大に繋がると判断される場合に限る。」、としています。(3) あゆ人工ふ化については、あゆ人工ふ化による換算放流量は、受精卵1万粒あたり0.36kgとする。なお、その算出根拠については、別記3で詳しく書いています。

4 目標増殖量の事前協議で、後ほど詳しく説明させていただきますが、算定した目標増殖量は、公示前に該当する漁協に対し事前に数量を提示し、疑義がある場合は意見を聴取し、必要に応じ協議をすることとしています。5 目標増殖量の公示で、「三重県内水面漁場管理委員会は、毎年目標増殖量を取りまとめ委員会で審議し、法第171条第3項の規定及び平成24年の漁場計画樹立に基づき、委員長名で毎年3月に三重県公報に登載し目標増殖量を告示する。」、としています。目標増殖量の取扱い方針の概要は以上です。

続きまして、具体的に令和3年度目標増殖量の案についてご説明します。

#### ○水産資源管理課（明田主査）

4-8ページをご覧ください。今回協議いただく県内の内水面の漁業協同組合ごとの目標増殖量の算定結果になります。算定方法については追ってご説明しますが、一番左の列に漁協名があり、漁協ごとに免許されている魚種が確認いただけます。数字の入っていない欄はその魚種が免許されていないことを示しています。あゆについては、全ての組合に免許されておりますが、そのほかの魚種については、組合ごとに異なる状況です。

それでは、算定方法について説明いたします。算定方法はあゆとあゆ以外で分けて算定しています。まず、あゆの算定方法について説明いたします。4-4ページをご覧ください。先ほどの方針の別記になるんですけども、あゆの目標増殖量の算定方法は、漁場の平瀬と早瀬の面積から放流時にあゆが生息可能な量を算出し、放流経費と遊漁料収入を加味した係数をかけて算出します。具体的には、1の箇所ですけどもあゆは約1㎡に0.6尾がなわばりを持ち、平瀬及び早瀬に多くなわばりを作って生息することから、漁場区域の平瀬及び早瀬の面積に0.6を乗じて、漁場全体の生息可能尾数を算出します。次に、2、各漁協の放流時の生息量を求めます。生息可能尾数の放流後の生残率を70%、放流時を1尾7gとして生息可能量を放流時の重量に置換えます。生息可能尾数を70%で割り、7gを掛ける式で放流時の生息可能量を求めます。70%で割ることで解禁までに死亡する個体を考慮し、多めに放流することとなります。算出した放流時の生息可能量に最後に増殖係数を掛けることにより、目標増殖量としています。増殖係数の算出方法は、あゆの遊漁料収入の平均÷あゆの増殖費用の平均×100として算出したものを表にあてはめ、増殖調整係数を決定しています。4-9ページをご覧ください。あゆの目標増殖量を組合ごとに算出した表になります。具体的な計算過程を確認いただきながら説明いたしますので、桑員河川漁協を例として説明します。A列に放流費用の平均、B列に遊漁料収入の平均があり、C列にAとBの数値から算出した12.9%が記載されています。0~19%の値となるので、J列の増殖調整係数が0.1となります。次にD列の漁場面積に0.6を掛けた数値がE列の生息可能尾数となります。最終的に、先程説明したとおり、表の下の※印の箇所に記載の式により目標増殖量が算出されます。目標増殖量はN列の640kgとなります。なお、O列には参考として令和元年の放流実績を記載しています。目標増殖量は名張川漁協、櫛田川河川漁協、大又川漁協が昨年度から変更となる予定です。その理由としては、名張川漁協と櫛田川河川漁協は、昨年度と比べてA列の放流費用の平均値がほぼ変わらなかったのに

対し、B列の遊漁料収入の平均値が下がったことから、J列の増殖調整係数の値が変化し、目標増殖量が変更予定となりました。大又川漁協については、昨年度まではあゆの漁場として使用している瀬の面積Dから、平成23年台風の災害復旧工事や砂防工事によるあゆの生息に適さない面積を差し引いていましたが、すべての工事が終了したため元の面積に戻ったことから、目標増殖量が変更予定となっています。あゆの算定は以上になります。

次にあゆ以外の算定方法と算定結果について、ご説明します。4-5ページをご覧ください。あゆ以外の目標増殖量については、漁協の経営状況と過去の放流実績を加味して算出しています。詳細については、4-10ページ以降の具体的な計算過程を確認いただきながら説明いたしたいと思っております。なお、説明の前に訂正がございます。4-10ページ一番下の目標増殖量の表の項目が「現行」と「令和2年」となっていますが、正しくは「現行」と「令和3年」です。以降のページすべて同じです。また、4-13ページの伊賀川漁協等の表の一部に網掛けがありますが、これについて特段の意味はございません。印刷の関係で、網掛けのある漁協とない漁協がありますが、違いがあるわけではありません。お詫びして訂正いたします。それでは、4-10ページの桑員河川漁業協同組合を例として説明します。まず、①の実放流事業費を算出します。組合が実際に放流事業に要した経費で、直近の過去3年間に放流事業に支出した経費の平均値になります。なお、桑員河川漁協は決算時期の関係から他の組合より1年前のデータを採用しています。次に、②経常的収入を算出します。組合が事業の運営等に要する経費に充てている主な収入で、賦課金、行使料、漁場料、遊漁料、協力金、補助金、補償金の合計額の直近3年の平均値としています。次に、③標準放流事業費を算出します。標準放流事業費は、各漁協の財政規模に見合った放流事業費がどのくらいか判断するための基準値としており、過半数の漁協が②の経常的収入の5割以上を放流事業に充てていることから、経常的収入に0.5を乗じた金額としています。次に、④基準放流事業費の設定になります。①又は③の小さい方を基準放流事業費とします。次に、⑤目標増殖費の算出になります。目標増殖費は、目標増殖量にかける費用のことで、水産資源の維持、回復のためには①の実放流事業費の6割程度を目標増殖費とすることが不可欠との考えで、④の基準放流事業費に0.6を乗じた金額としています。次に、⑥目標増殖負担率の算出になります。目標増殖量を魚種ごとの数量、kgで表す必要があることから、⑤の目標増殖費を①の実放流事業費で割り、目標増殖費が実放流事業費に占める割合を算出しています。最後に、⑦目標増殖量の算出になりますが、実放流量に⑥の目標増殖負担率を乗じて算出します。実放流量については、桑員河川漁協は該当しませんが、実放流量が目標増殖量を下回る場合は、目標増殖量を算定に利用しています。「こい」については、コイヘルペスウイルスの関係で放流の自粛をお願いしているため、実績のあった直近3年間のデータを使用しています。魚種ごとの数値を表に示しており、魚種ごとに3年間の実放流量の平均に⑥の目標増殖負担率を乗じています。そして、得られた数値の1の位を四捨五入し、令和3年度の目標増殖量としており、令和2年度から変更があった場合には下線を引いています。令和3年度の桑員河川漁協は現行の目標増殖量から変更はありませんでした。

なお、「おいかわ」の目標増殖量は産卵場の造成1ヶ所としています。「こい」についてはコイヘルペスウイルス蔓延防止のため、放流の自粛を継続的にお願いしています。他の漁協についても4-11ページから4-22ページのとおり、同様に計算しています。

最後に4－8ページをご覧ください。目標増殖量の一覧になり、各魚種の算定結果を取りまとめています。組合ごとに上段に令和2年度、下段に令和3年度の案を掲載しており、変更がある魚種に下線が引いてあります。

目標増殖量についての説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○金岩委員

4－4ページの値は天然の遡上量が多ければ多いほど大きくなるのが想定されますよね。放流をほぼしていなくても、遊魚料収入があげられるのは天然遡上量が多い。天然遡上が充分にあるところは、放流しなくてもやっていけるわけですよね。何故このAの値が高いと増殖調整係数が上がっていく、つまりより放流しなければならないということになるのかが、よくわからないんですけども。川の中にあゆがいっぱいいたらそれで良いのではないですか。

○事務局（藤原主査）

もともとの意味合いは、遊魚料収入が充分でない場合は、Aの値が80%以上占めていても増殖調整係数は最大で0.5にかなり抑えてあるんです。遊魚料収入が下がった場合に目標増殖量が負担にならないように設定されています。増えた場合よりは下がってしまった場合に負担が減って行くような係数になっています。

○金岩委員

いや、放流時の生息可能量に対して、どれくらいを放流でまかなうべきかという話ですよね。生息可能の最大50%を放流でまかなえとなっているわけですけど、例えば100%天然でまかなえる川であれば、そもそもキャパが天然でまかなえているわけですから、放流する必要ないわけですよね。増殖義務があるから、増殖義務を何かでしなければいけないのはわかるんですけど。天然で十分に生息可能量が満たされている川にどうして放流しなければいけないのか。

○事務局（林事務局長）

天然魚については、過去から委員会で議論していただいて今の方針になっています。天然魚についてはどの河川にどれくらい遡上するのか科学的根拠がないことから、天然魚については当面考慮しないとして方針が策定されたと聞いています。内水面の漁業権は免許と増殖がセットになっており、天然魚が無限にということはないと思いますが、例えばすべて天然魚でまかなえ、釣っても釣っても減ることがないのであれば、増殖の必要がなく、その河川には免許をしなくてもよいという解釈も成り立つとの解説がある本もあります。繰り返しとなりますが、現在の方針では天然魚の遡上分は考慮されていないこと、天然魚の遡上で100%まかなえる場合は免許がされないこととなります。

また、係数について0.1から0.5までありますが先程藤原が申し上げたように漁協の財

政を見ている面と、遊魚料が少ないところはそれだけ釣られておらず、放流した魚が減らないことから放流は少しで良い。逆に遊魚料収入がたくさんあるところは、たくさん釣られて減っていることから、少し多めに放流していただきましょうとしてこの係数が作られていると聞いています。

#### ○金岩委員

基本的に内水面漁協はあゆの遊魚料収入で成り立たせているということを考えますと、このAの値は100%を越してないと成り立たないということですね。収入の方が多くなかったら当然成り立っていかない。100%であってもそこから人件費等を払ったら当然赤字になるわけで、100%であっても全然経営は安定していないし、経営が楽だという訳ではないわけです。そしたら、先程の増殖調整係数の減らす部分っていうのは、本来ならば200%から100%までの間でないとおかしいのでは。10%とかになっていては、この漁協は成り立ってないわけですよ。もっともっと高いところ、100%とか120%というところで増殖調整係数を減らしていってもらわないといけないのでは。内水面漁協の経営がすごく難しい状態になっていって、今後も多分劇的に改善することはないと思うんですね。そういったなかで、負担を義務として定めるところですから、実情に合わせたかたちで策定していかないと内水面漁協を残していく仕組みになっていかないと思うんです。是非この部分の改定をどこかのタイミングでご検討いただけたらと思います。

#### ○三輪委員

実際にこの算定方法ではやっていけないという状況があるのかどうかについて、各漁協さんのご意見を伺うべきじゃないかと思います。それで、こんな算定方法じゃダメだということになれば、見直すというのが筋だと思います。

#### ○金岩委員

去年と2年前に三重県内の2漁協が解散しております。その解散している2漁協に関しては、少なくとも経営が成り立ってなくて自己放流がまかなえないゆえに解散。もちろん漁協の組合員が減少していったという部分もありますがそういう実情があると思います。多くのところが目標増殖量以上に放流していると言いましたが、4-9ページのC「あゆの遊魚料収入/あゆの放流経費」で見ますと、100%取っているところってほぼ無いわけなんです。つまりほとんどの漁協で収入よりも放流費用の方がかさんでいて、それは何らか別のお金で賄っているのがこれを見るだけでも分かると思います。ですから、解散が近いのではないかと噂のある内水面漁協は、義務放流量と実放流量に近い値になっているのではないかと思います。NとO列を見ていただいたら分かると思うんですけど、ほとんど同じ放流量、キチキチ放流している状況がいくつか在ります。こういった漁協が近い将来解散してしまうっていうのは、非常に大きな問題だと思うんですね。義務放流量の部分を減らすことによって、少しは救えるんじゃないかと思っています。

#### ○浅尾会長

金岩委員から目標増殖量の算出方法を見直したらどうかという意見、三輪委員からは漁

協の意見を調査した上でという意見がありました。すぐ判断するのは難しいと思いますので、今後どういう形でそれを検討していくか。

○事務局（藤原主査）

今日ご協議いただいた目標増殖量を各漁協に照会しますので、その際方針の算定方法についての意見等も合わせて照会することでいかがでしょうか。

○浅尾会長

それで結構だと思います。

○加治佐委員

4-19 ページ、宮川上流の例えばウナギの目標増殖量が4が10になっています。1の位を四捨五入と記されていて4が10になっていると少し奇妙ですので、ただ四捨五入ということだけ書くのではなく10以上とか書いてはどうですか。

もう一つ、こいについて自粛というともう止めろと私は読むのですが、目標増殖量の表の中は「0」ではどうですか。

○事務局（藤原主査）

四捨五入については、おっしゃる通りだと思いますので、ただし10以上という形で表記したいと思います。こいの放流ののですが増殖義務が無いと漁業権設定がそもそも出来ないの、目標増殖量としては設定する必要があるということで、算出だけはさせていただいています。コイヘルペスにつきましては特定疾病で、発生した場合は報告義務等があるものになりますので、蔓延防止を図って行く必要があります。

○加治佐委員

この書き方では受け取った人がそこまで読み取れ無いと思うんですよ。

○事務局（藤原主査）

最終的に漁協に送らせていただく時に、欄外の注記だけだと解りづらいと思いますので、別紙でこいについては、数量の設定はしてありますがコイヘルペスのまん延防止のため放流の自粛をお願いしますと、書かせていただいています。これまで漁協からこの件について問い合わせは無く、伝わっていると思います。

○金岩委員

あまごについてですけど、もともとの取扱方針では重量で書かれている訳ですよ。ところが、目標値には重量から換算された造成面積が一切出ていなく、全て1ヶ所になっていますよね。その1ヶ所が造成面積を満たすのであるならば、それで全然問題ないと思うんですけど、各河川によって造成面積は違うはずですよ。

○事務局（藤原主査）

それはおいかわのことですか。

○金岩委員

おいかわです。目標の造成面積を出して、掲載すべきなんじゃないでしょうか。それが1ヶ所で出来るなら1ヶ所とするべきなんじゃないのかなと思うんですけど。換算式が取扱方針には造成面積が出てくるのに今の換算式だと過去の放流量に掛け算というかたちになっていますが、造成面積に関してこの計算式を使うというのはどこにも書いてない。

○事務局（藤原主査）

平成23年度からこの扱いにしています。種苗放流以外の増殖措置をした場合の評価について小委員会で検討されて、国の2010年の事業報告書の値を基に換算方法を今のようなかたちで入れさせていただいています。この取扱方針は平成23年度以降使っており、おいかわについては随分前のことで、はっきりは分からなくて恐縮ですが、kgでずっと設定しておりましたが、おそらく平成19年度から現在のヶ所数の設定となりました。そのため、この取扱方針が作られる前に、おいかわだけ先行して1ヶ所と計上することにしたわけです。その経緯は本来おいかわはkgで示していたのですが、おそらく当時おいかわの目標増殖量の達成に向けて、なかなか達成できない漁協が多かったのではないかと思います。種苗が大変に手に入りくいということ等もあり、国からの種苗放流以外でも認めていこうということがありましたので、それを基に委員会で協議し、その当時各漁協にの意見を確認し、平成19年度からkgではなくヶ所数とすることが委員会で決定されました。その後平成23年度に取扱方針に換算を入れることになったということだと思います。

○金岩委員

今の段階でその面積というのは、このkgで換算される面積を満たさないということですか。

○事務局（藤原主査）

何㎡とは決めていませんので、その可能性はあります。㎡では指定していおらず、当面1ヶ所すれば良いということ来ています。

○金岩委員

今、1ヶ所としているのが、どれくらいの造成面積かが分かってない訳ですよ。もし、実状とかけ離れた値になってしまっているのであれば、あまりいじらないほうがいいのか、と思います。でも、逆で今の実状造成面積はここから換算される面積よりも大きいということになるのであれば、できるだけクリアに表現していくべきだと思います。今回の目標の意見照会と併せて1ヶ所になっていますが、造成面積はどの程度なんでしょうか、という情報も集めてみるのはいかがでしょうか。

○浅尾会長

ほかにご意見はありませんか。

各漁協に聞き取り調査するという事によろしいですね。

それでは、令和3年度目標増殖量の案については、事務局原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、令和3年度目標増殖量については、本日事前協議された案により、各漁業権者に意見照会することとします。

続いてその他事項(1)「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(藤原主査)

次回委員会

3月3日(水)10時から委員室にて

議題(予定)

- ・第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量について

○浅尾会長

以上で本日の審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。